

放射能汚染 「公害」として防止法を

私の視点

札幌市長 上田文雄



首長会議メンバーの上田文雄・札幌市長が10月24日付け朝日新聞朝刊の「私の視点」で「放射能汚染 『公害』として防止法を」と題する提言を行った。弁護士でもある上田市長は、3・11の福島原発事故で明らかになった法整備の欠陥を是正するよう、強く求めている。

上田市長のお許しを得て、ここに再掲するとともに、提言への思いを寄稿して頂いた。

福島原発事故によって汚染された土地、被害を受けた人々の暮らし、増大し続ける高濃度汚染水、これは最悪の「公害」である。

私は、在野の法律家として、訴訟などを通じ原子力問題にかかわってきた。とりわけ、北海道幌延町に計画された高レベル核廃棄物施設問題を通して、法の在り方に疑問を持ってきた。そして今、市政を担当する立場になって、札幌で避難生活を送る1500人もの被災地からの人々を目の前にし、日本の原子力法制度はこれでいいのかという思いを強くしている。

公害についての法律は、汚染するな、汚染すれば罰する、という基本的な構造になっている。たとえば、カドミウムについては、水質汚濁防止法で規制基準1リットルあたり0・1ミリグラムと定められ、超えれば直ちに罰則の適用がある。

放射性物質の公衆被曝（ひばく）線量限度は年1ミリシーベルトである。しかし、これを超えて放射性物質を漏出したり、公衆を被曝させたりすることについては、原子力関連法上、定めがなく、罰則もない。

この違いは、放射性物質を環境・公害関係法の適用から、ほぼ全面的に排除してきたからだ。事業者などが基準をマニュアルのように守りさえすれば、公衆は被曝しない。環境は保護される。国民は余計な心配をしないで黙って見ていなさい。そんな構造である。

福島原発事故後、国は、環境基本法を改正し、放射性物質を公害物質として扱うことにした。しかし「基本法」以外の法整備は、ほとんどなされていない。大気汚染防止法と水質汚濁防止法の放射性物質適用除外規定は削除されたが、規制基準も罰則もない。

土壌汚染関係の法律をはじめ、その他の公害関連法は、放射性物質を適用除外にしたままである。

事故後急ぎで制定された「汚染対処特措法」は3・11の福島事故の汚染にだけ適用される。次の事故のことは、起きたとき考えればよい。そういうことなのか。

過去に学ばなければ同じ過ちを繰り返す。法整備を先送りしての、原発再稼働への動きは法治国家としてあるまじきことではないか。私は、日本弁護士連合会に法整備への取り組み要請を行った。人間生活を守る法の整備こそが最優先との思いを強くしたからだ。

今後避けられない廃炉に伴う汚染対策や膨大な量の放射性廃棄物など、私たちは将来の人々を汚染の脅威から守る責任がある。理性を働かせ、時々の政治や経済に左右されない、総合的で恒久的な汚染防止のための法整備が必要だ。多くの議論喚起を期待したい。

《「私の視点」に投稿した思いとは》

憲法は国法の最高法規であり、下位に属する法令並びに国の施策はこの憲法によって規制される。

憲法は「国民の生命・自由・幸福追求の権利について国政上最大の尊重を必要とする」（11条）と規定しているが、こと原子力政策に関して国民のこれらの権利を擁護する法制度にはなっていない。

法治国家の名のもとに、環境法の整備が急務であることを、広く国民的議論により明らかにすべきだと考え投稿した。在野の法律家集団である日本弁護士連合会も、環境法の視点から原発問題に取りくむことを明らかにしている。